

FMCだより

2月といえば立春、暦の上では春を迎えますが、まだまだ寒い日が続きます。
風邪などひかないように、ご自愛くださいませ。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 FMC

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号
TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830

クレジットカード利用による 国税の納付開始



細かすぎて



平成28年度税制改正により、国税の納付にクレジットカードが利用できるようになりました。利用の開始は平成29年1月4日以降、手続きは専用サイトで行います。

概要

クレジットカードが利用できる国税の種類は、次ページのとおりです。納付手続きは、パソコンやスマートフォン、タブレット等の端末を利用して、インターネット上にある次のサイトで行います。

○ 国税クレジットカードお支払サイト

<https://kokuzei.noufu.jp>

手数料にご注意を

このクレジットカードによる国税の納付については、税目ごとに手続きを行うことになりますが、各納付税額に応じた決済手数料がかかります。決済手数料は、次ページのとおりです。また、支払回数を一括ではなく、分割払い又はリボ払いにされた場合には、各カード会社が定める手数料が別途発生する場合があります。

3つの納付方法を比較

納付方法のうち最終的に金融機関等の口座から引落される、クレジットカード、口座振替、ダイレクト納付の3つのケース別に比較した表は、次のとおりです。

納付方法	クレジットカード	口座振替	ダイレクト納付
事前準備	なし	税務署へ事前届出等が必要	
手続きの頻度	都度、専用サイトで納付手続き (専用パスワード不要)	原則開始時のみ、以降自動継続	都度、e-Taxサイトで納付手続き (専用パスワード必要)
引落日	カード会社引落日	口座振替日	手続き日か指定日
手数料	決済手数料等が必要	不要	

クレジットカードの利用は決済手数料がかかるものの、金融機関等へ出向くことなく、基本的には24時間いつでも納付手続きが可能です。決済手数料は上記サイトで試算することもできるため、どの程度手数料を負担するのか確認した上で、クレジットカードの利用が自身にとって有益かどうか、検討なさるとよいのではないのでしょうか。

○クレジットカード納付が可能な税目（国税）

クレジットカード納付が可能な主な税目（本税、附帯税（加算税、延滞税等））は、次のとおり。

- ・ 申告所得税及び復興特別所得税
- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ 法人税（連結納税を含む）
- ・ 地方法人税（連結納税を含む）
- ・ 相続税
- ・ 贈与税
- ・ 源泉所得税及び復興特別所得税（告知分のみ）
- ・ 源泉所得税（告知分のみ）
- ・ 申告所得税
- ・ 復興特別法人税（連結納税を含む）
- ・ 消費税
- ・ 登録免許税（告知分のみ）
- ・ 自動車重量税（告知分のみ）
- ・ 印紙税

- （注） 1 「告知分」とは、国税通則法第36条の規定により、税務署長が行う納税の告知を指します。
 2 印紙を貼り付けて納付するなど、納付書を添えて納付されない税目は除きます。なお、源泉所得税及び復興特別所得税（告知分以外）、源泉所得税（告知分以外）は、平成29年6月から開始予定。

国税庁作成「クレジットカード納付のQ&A」より

○地方税とのクレジットカード納付対比表

	国税	地方税（各都府県サイトより）		
		東京都	愛知県	大阪府
利用可能な税目	主に上記税目	自動車税、個人事業税、不動産取得税、固定資産税（償却資産含む）・都市計画税（23区内のみ）他	自動車税、個人事業税、不動産取得税、他	自動車税（納税通知書又は督促状によるもの）
利用可能限度額 （ただし、いずれも利用するクレジットカードの決済可能限度額以下（決済手数料を含む））	1,000万円未満	100万円未満	1,000万円未満	—
利用可能なクレジットカード	Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、TS CUBIC CARD			
決済手数料（消費税別）	納付税額1万円まで76円 以後1万円を超えるごとに76円を加算	納付税額1万円まで73円 以後1万円を超えるごとに73円を加算		300円／1件
納税証明書の発行に要する期間	支払手続き完了後、3週間程度	支払手続き完了後、2週間程度		



最高120万円が支給される 65歳超雇用推進助成金

例年、雇用関係の助成金の大幅な改正は4月に行われますが、今年度は9月から開かれていた臨時国会において、助成金に関する補正予算が組まれたことを受け、助成金の新設・見直しが行われました。今回はその中から中小企業を中心に活用が期待される、65歳超雇用推進助成金についてとり上げましょう。



現状の定年年齢の定め

高年齢者雇用安定法に基づき、65歳未満の定年を定めている企業においては、従業員本人が希望すれば原則として65歳まで継続して働くことのできる仕組みの導入が義務付けられています。厚生労働省が実施した「平成27年就労条件総合調査」の結果によると、定年を定めている企業は92.6%であり、一律定年制を定めている企業のうち、定年年齢が60歳である企業が80.5%、65歳である企業が16.1%となっています。まだまだ多くの会社が60歳定年としつつ、再雇用制度等により65歳まで働ける仕組みとしています。

支給対象となる事業主の主な要件

この現状を踏まえ、今回の助成金では、平成28年10月19日以降に、労働協約または就業規則に、次の①から③までのいずれかに該当する新しい制度を定め、実施した事業主に対し、その内容に応じた助成金が支給されます。

- ①旧定年年齢を上回る65歳以上への定年引上げ
- ②定年の定めの廃止
- ③旧定年年齢および継続雇用年齢を上回る66歳以上の継続雇用制度の導入

対象となる企業の要件は、①から③の制度を規定する際に経費を要した事業主であり、支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用している60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いることとなっています。

この他にも細かな要件がありますので、申請を検討される場合には必ず事前にご確認ください。

支給される助成金額

助成金額は、導入する制度に応じてそれぞれ次の金額となり、一時金として支給されます。

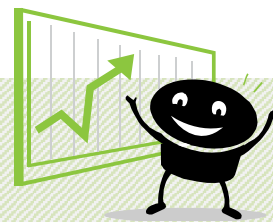
65歳への定年引上げ	100万円
66歳以上への定年引上げまたは定年の定めの廃止	120万円
希望者全員を66歳から69歳まで継続雇用する制度の導入	60万円
希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度の導入	80万円

なお、定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、助成金額は定年引上げを実施した際の金額となります。

最近では深刻な人材不足の状況となっていますが、特に中小企業においては実質的に全従業員が65歳まで雇用されているような状態が多いのではないかと思います。今回の助成金を活用して定年年齢の引上げを検討される場合は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部にお尋ねください。



事業承継の準備状況



平成28年12月5日に中小企業庁より「事業承継ガイドライン」（以下、ガイドライン（※））が発表されました。ここではその結果から、企業の事業承継の準備状況に関するデータをご紹介します。

70歳代でも準備済みは50%以下

数年後には団塊世代の経営者の年齢が70歳代を超え、多くの企業で事業承継の問題が現実的なものとなってきます。上記ガイドラインから、経営者の事業承継の準備状況をみると表1のとおりです。

【表1】法人経営者の年齢別事業承継の準備状況（％）

	既に準備 をしている	これから準備 する	現時点で は準備を していない	現在は事業承継を 考えていない
～40歳代 (41)	19.5	7.3	36.6	36.6
50歳代 (60)	33.3	11.7	30.0	25.0
60歳代 (1,115)	42.9	29.9	19.7	7.5
70歳代 (368)	49.5	30.7	15.2	4.6
80歳代～ (65)	47.7	32.3	15.4	4.6

中小企業庁「事業承継ガイドライン」についてより作成

既に準備をしている割合は、70歳代の経営者が49.5%と最も高くなりました。次いで、80歳代以上が47.7%となりましたが、いずれも50%に満たない結果になっています。

事業承継の準備内容は

次に事業承継の準備内容をみると表2のとおりです。後継者を決定した割合が56.0%となりました。ただし、経営者が保有している株式や資産の整理・移転、関係者との調整などを行っている割合は、50%未満となってい

ます。また後継者が決定したら、経営者としての教育等も必要になります。このように、事業承継はすぐにできるものではなく、早めに準備することが重要です。

【表2】事業承継の準備内容（1,187、複数回答、％）

後継者を探す	13.4
後継者を決定する	56.0
株や事業用資産の整理を行う	38.6
後継者へ株や事業用資産を移転する	43.9
関係者と調整を行う	32.3
その他	5.2

中小企業庁「事業承継ガイドライン」についてより作成

ガイドラインで確認を

ガイドラインでは、早期の計画的な事業承継の取組を促進するため、60歳を準備着手の目安としています。そして、事業承継に向けた以下5つのステップの進め方や、事業承継の手法などを紹介しています。

1. 事業承継への準備の必要性認識
2. 経営状況等の把握
3. 経営改善
4. 事業承継計画策定・マッチング実施
5. 事業承継の実行

その他、事業承継診断表や事業承継計画の様式例も紹介しています。今後、事業承継を考える経営者はもちろん、現在準備中の方もガイドラインを確認し、自社で参考になる部分を取り入れてみてはいかがでしょうか。

（※）中小企業庁「事業承継ガイドライン」

中小企業庁が10年ぶりに見直しを行い発表した資料です。表中の（ ）内の数字は回答者数です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2016/161205shoukei.htm



ICTを活用した新商品・サービスへの取組状況



国内市場が縮小していく中で、新しい取組を始める企業は少なくありません。ここでは企業のICTを活用した新たな商品・サービスの提供・販売状況をみていきます。

小売・流通分野の割合が高い

総務省の平成28年版情報通信白書（※）から、企業のICTを活用した新たな商品・サービス（以下、新商品等）の提供・販売（以下、提供等）状況と今後の意向についてまとめると、表1のとおりです。

【表1】ICTに係る商品・サービスの提供・販売状況
及び今後の意向（620、%）

	現在	今後5年
小売・流通（ネットショッピング等）	14.5	16.9
環境・インフラ（スマートグリッド、スマートシティ、スマートホーム等）	11.6	12.3
金融・保険（フィンテック等）	9.7	10.2
交通（テレマティクス・コネクテッドカー等）	7.7	9.2
教育（遠隔教育サービス等）	7.4	8.2
防災	7.3	8.2
医療・健康（ウェアラブル機器を活用したサービス等）	6.6	8.4
エンタメ・コンテンツ・情報サービス	6.5	7.6
食・農業	5.8	6.4
その他	1.5	1.8

総務省「平成28年版情報通信白書」より作成

現況では、小売・流通分野で新商品等の提供等をしている企業の割合が高くなっています。次いで、環境・インフラ、金融・保険分野の割合が高くなっています。今後5年の意

向をみると、すべての分野で現在よりも割合が高くなりました。企業のICTを活用した新商品等の提供等への取組意欲が感じられます。

業種別の状況

次に業種別に、ICTを活用した新商品等の提供等を行う企業割合の高い分野をまとめると、表2のとおりです。

【表2】業種別ICTに係る商品・サービスの提供・販売企業割合の高い分野（%）

業種	小売・流通	交通
製造業（129）	9.3	7.0
業種	環境・インフラ	防災
エネルギー・インフラ業（134）	17.9	7.5
業種	小売・流通	金融・保険
商業・流通業（103）	18.4	16.5
業種	環境・インフラ	小売・流通
情報通信業（129）	21.7	20.9
業種	教育	医療・健康
サービス業（78）	15.4	15.4

総務省「平成28年版情報通信白書」より作成

製造業と商業・流通業では、小売・流通分野の割合が最も高くなりました。エネルギー・インフラ業と情報通信業は環境・インフラ分野が、サービス業では、教育と医療・健康分野の割合が最も高くなりました。

新たな取組を検討している企業は、ここで取り上げたような分野やキーワードなども、材料のひとつにされてはいかがでしょうか。

（※）総務省「平成28年版情報通信白書」

28年8月に公開された白書です。ここで紹介したデータは、白書27ページ掲載の企業向けアンケート調査によるものです。

（）内の数字は回答数となっています。用語の詳細等は次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/h28.html>

4月に新入社員を受け入れる事業者は、受け入れる準備を開始する時期です。また、4月から給与改定を行う場合には昇給の準備を検討する時期でもあります。春に向けて早めに準備を開始しておきましょう。

2017年2月

お仕事備忘録

1. 固定資産税の納付（第4期分）

2. 確定申告（書面）の受付開始

3. 国民年金保険料の「2年前納」の手続き

4. 労働保険料等の口座振替納付の申込

5. 4月昇給の場合の資料収集等の準備

6. 新入社員の受入準備

7. 火災予防運動に伴い、消防設備等の点検実施

1. 固定資産税の納付（第4期分）

固定資産税第4期分の納付期限が到来します。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。期限は、市町村の条例で定める日です。

2. 確定申告（書面）の受付開始

平成28年分の所得税・住民税の確定申告の受付期間は3月15日までです。所得税を現金かクレジットカードで納付する場合は同日が期限となるため、納付手続きを忘れないようにしましょう。ただし振替納付の場合の振替日は4月20日です。こちらは引き落とし口座の残高を確認しておきましょう。

また、個人事業者の消費税の確定申告は3月31日までです。消費税を現金かクレジットカードで納付する場合は3月31日が期限ですが、振替納付の場合の振替日は4月25日です。

3. 国民年金保険料の「2年前納」の手続き

平成26年4月から、2年度分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」が始まっています。6ヶ月及び1年前納に比べて割引額が大きいのが特徴です。申込期限は、毎年2月末日までとなっていますので、希望される方は早めに手続きをしましょう。

4. 労働保険料等の口座振替納付の申込

労働保険料等は、口座振替による納付も可能です。来年度（第1期）より口座振替とするには、2月25日までに口座を開設している金融機関の窓口で手続きを行う必要があります。

5. 4月昇給の場合の資料収集等の準備

4月昇給の事業者は、昇給の情報収集や人事評価等を行います。世間の昇給に関する情報を収集しつつ、業績資料から原資の検討、部門、個別評価や配分の検討を行う等、昇給の準備を開始しましょう。

6. 新入社員の受入準備

4月に新入社員を受入れる事業者は、入社式の会場確保等の事前準備や支給貸与品の手配、研修の企画等、受入準備を開始します。チェックリストなどを用いて準備を行うとよいでしょう。

7. 火災予防運動に伴い、消防設備等の点検実施

春の火災予防運動に先立ち、消防設備等（消火器、非常口、非常階段、避難経路等）の点検をしましょう。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法（連絡方法、避難対策等）について周知しておきましょう。



2017.2

2月は日にちが少ないことから、月末は日ごとの資金の出入りが激しくなります。スケジュール管理を徹底しましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	水	大安	
2	木	赤口	
3	金	先勝	
4	土	友引 立春	
5	日	先負	
6	月	仏滅	
7	火	大安	
8	水	赤口	
9	木	先勝	
10	金	友引	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（1月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	土	先負	建国記念の日
12	日	仏滅	
13	月	大安	
14	火	赤口	●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第3期分※口座振替を利用する場合）
15	水	先勝	
16	木	友引	●確定申告（書面）の受付開始（～3月15日）
17	金	先負	
18	土	仏滅 雨水	
19	日	大安	
20	月	赤口	
21	火	先勝	
22	水	友引	
23	木	先負	
24	金	仏滅	
25	土	大安	
26	日	友引	
27	月	先負	
28	火	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払（1月分） ●じん肺健康管理実施状況報告書 ●固定資産税第4期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで